

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 土地改良事業計画を変更すること
を同意した件二件 二四三
- 保安林の指定をする予定である旨
通知があった件 二四三
- 特定非営利活動法人の定款の変更
の認証の申請があった件二件 二四四
- 福島県警察本部
- 一般競争入札を行う件 二四四
- 福島県選挙管理委員会
- 不在者投票のできる施設として指
定した件 二四五

告 示

福島県告示第三百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、双葉町が焼築頭首工地区基幹水利施設管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十三年二月二十三日同意した。

平成二十三年七月五日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村計画課)

福島県告示第三百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、浪江町が焼築頭首工地区基幹水利施設管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十三年二月二十三日同意した。

平成二十三年七月五日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村計画課)

福島県告示第三百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年七月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
福島市佐原字竹ノ森(国有林。次の図に示す部分に限る。)、桜本字会沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二一 保安林予定森林の所在場所
福島市飯坂町茂庭(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十三年七月五日

- 一 申請のあった年月日 福島県知事 佐藤 雄 平
平成二十三年六月二十三日
- 二 名称 特定非営利活動法人福島・伊達精神障害福祉会
- 三 代表者の氏名 相澤 與一
- 四 主たる事務所の所在地 福島県福島市五月町一番十五号陽光社ビル二階
- 五 定款に記載された目的 この法人は、精神障害者とその家族のよりよい地域生活の実現に向け、精神障害者とその家族の精神保健及び精神障害者の福祉に関する事業を行い、共に安心して暮らせる地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十三年七月五日

- 一 申請のあった年月日 福島県知事 佐藤 雄 平
平成二十三年六月二十七日
- 二 名称 特定非営利活動法人ふくしまバリアフリーツアーセンター
- 三 代表者の氏名 渡邊 和裕
- 四 主たる事務所の所在地 福島県福島市栄町一番一号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び様々な障がい者に対して、安心して楽しい旅行ができるよう、観光施設、宿泊施設、飲食店等に関するバリアフリー状況の情報提供事業を行い、高齢者及び障がい者の福祉向上と観光振興事業に寄与することを目的とする。

福島県警察本部

福島県警察本部公告第76号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察電子情報統合システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。
平成23年7月5日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県警察電子情報統合システム用機器 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成24年1月1日から平成28年12月31日まで
 - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の認証を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、貸与した相当期間の実績を有する者であること。
 - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成23年8月3日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課入札係
電話024-522-2151

(文化振興課)

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成23年8月17日(水)午後1時30分 福島県庁西庁舎3階 301会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成23年8月16日(火)午後5時まで(3に掲げる場所に必着のこと)。

5 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary
(1) Nature and quantity of the products for lease : Fukushima Police Equipment for Electronic Information Integration System 1 Set

(2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30p.m.17 August 2011

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m.16 August 2011

(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六条、第百十四条、第百七条若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十三年六月二十二日次のとおり指定した。

平成二十三年七月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
ツクイ・サンシャイン会津若松	会津若松市金川町九番一号